

〔 年分 〕

④特定外国関係会社又は対象外国関係会社の
適用対象金額等の計算に関する明細書

氏名 _____

外国関係会社の名称		1	事業年度	2	：	：	
適用対象金額及び課税対象金額等の計算							
所得計算上の適用法令	3		本邦法令・外国法令		16		
	加	当期の利益若しくは欠損の額又は所得金額	4	減		17	
		損金の額に算入した法人所得税の額	5			18	
			6		算	19	
		7		小計	20		
	算	8		基準所得金額 (4) + (11) - (20)	21		
		9		繰越欠損金の当期控除額 ((30)の計)	22		
		10		当期中に納付することとなる法人所得税の額	23		
		小計	11	当期中に還付を受けることとなる法人所得税の額	24		
	減算	12		適用対象金額 (21) - (22) - (23) + (24)	25		
		13	特定部分対象外国関係会社株式等の特定譲渡に係る譲渡利益額	調整金額	26		
14		控除対象配当等の額	請求権等勘案合算割合	27	%		
15			課税対象金額 ((25)-(26)) × (27)	28	(円)		
欠 損 金 額 の 内 訳							
事業年度	控除未済欠損金額	29	当期控除額	30	翌期繰越額 (29) - (30)	31	
	計						
当期分							
合計							

(外国関係会社の平成三十年四月一日以後開始事業年度分)

特定外国関係会社又は対象外国関係会社の適用対象金額等の計算に関する明細書

- 1 この明細書は、居住者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第40条の4第1項（居住者の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「当期の利益若しくは欠損の額又は所得金額4」は、措法第40条の4第2項第2号に規定する特定外国関係会社若しくは同項第3号に規定する対象外国関係会社に係る租税特別措置法施行令（以下「措法令」といいます。）第39条の15第1項第1号若しくは第2項本文（適用対象金額の計算）の規定により計算した所得の金額若しくは欠損の金額を記載します。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。
- 3 「損金の額に算入した法人所得税の額5」は、措法令第39条の15第1項第2号若しくは第2項第8号に掲げる金額を記載します。
- 4 「益金の額に算入した法人所得税の還付額12」は、措法令第39条の15第1項第3号若しくは第2項第15号に掲げる金額を記載します。
- 5 「特定部分対象外国関係会社株式等の特定譲渡に係る譲渡利益額13」は、措法令第39条の15第1項第5号若しくは第2項第18号に掲げる金額を記載します。
- 6 「控除対象配当等の額14」は、措法令第25条の20第3項に規定する控除対象配当等の額を記載します。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。
- 7 「調整金額26」は、措法令25の19第1項に規定する調整金額を記載します。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。
- 8 「請求権等勘案合算割合27」は、措法令第25条の19第2項第1号（課税対象金額の計算等）に定める割合を記載します。この場合において、その割合の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。
- 9 居住者が措法第40条の7第1項（特殊関係株主等である居住者に係る特定外国法人の課税対象金額等の総収入金額算入）の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載します。